

御坂東小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがあるものです。いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめほどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る可能性があります。

この事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」「山梨県いじめ防止基本方針」「笛吹市いじめ防止基本方針」をもとに「御坂東小学校いじめ防止基本方針」を策定いたしました。

1. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第一章 第二条)

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすること無く、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。「物理的な影響とは」身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりするなどを意味します。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

なお、上記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものもあり、それらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要な場合もあります

(2) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要です。

- (1) いじめは、人間として決して許されない行為である。
いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。
いじめは子どもの成長に必要な場合もあるという考えは認められない。
- (2) いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- (3) いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめは、様々な様態がある。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- (7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校・家庭・社会などすべての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、「御坂東小学校いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

(1) 「御坂東小学校いじめ対策委員会」の構成員

学校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・必要に応じて保護者代表として PTA 役員，地域住民代表として学校評議員，スクールカウンセラー等外部専門家

(2) いじめ対策委員会の役割

- ・ 本基本方針に基づく教育活動や対応について点検し，活動の PDCA サイクルでの検証を行う。
- ・ いじめの事実確認の実施とその判断を行い，いじめと判断した場合は，基本方針に基づく対応を組織的に推進する。
- ・ 教育委員会の判断により，学校が重大事態の調査を行う際は，本委員会を母体としつつ，当該事案の性質に応じて適切な専門家・外部協力者を得て対応する。
- ・ 定例のいじめ対策委員会は，学期に一回程度開催する。

3. 未然防止の取組

いじめ問題において「いじめが起こらない学校・学級づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは，どの学校にも，どの学級にも，どの児童にも起こりうる」という認識を持ちながら，好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，いじめを生まない集団をつくり育てていく必要があります。そのために次の 4 つの視点を重視して，取組を進めていきます。

- ①子ども同士でトラブルが発生しても，それがいじめへとエスカレートすることがないように，すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で，「授業づくり」と「集団づくり」を常に見直していく。
- ②「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を発達段階に応じて育み，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり出していく。
- ③人権教育を全校で推進し，「いじめは，人間として決して許されない行為である」ことを教職員全体で指導していく。児童に対して傍観者とならず，誰かに知らせたりやめさせるための行動を取ったりすることの重要性を理解させるように努める。
- ④児童がいじめを自分のこととして捉え，考え，議論することを通していじめに正面から向き合うような実践的な取組を通していじめに向かわない態度や能力を育成する。
- ⑤学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ⑥保護者，地域と一体となって，いじめ問題の未然防止に取り組んでいく。

4. 早期発見の取組

いじめは早期発見が早期解決につながります。早期発見のために，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。「いじめほどの児童にも起こりうる」ことを前提に、児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つことに努めなくてはなりません。

(1) 早期発見のための手立て

- ①児童の日々の様子についてアンテナを高くして観察し、児童の変化やサインから、いじめを早期に発見する。
- ②気になる子どもへの日常的な声かけ、カウンセリング（教育相談）をおこない、いじめを早期に発見する。
- ③学期ごとに、いじめに関するアンケート調査を実施し、いじめを早期に発見する。
- ④連絡帳などを使って、本人・保護者からの相談により、いじめを早期に発見する。
- ⑤児童・地域・学校職員の情報から、いじめを早期に発見する。

5. いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、学校全体で解決に取り組む。
- ②被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ③教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当る。
- ④いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、笛吹市教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめを疑う行為を発見した場合、その場においてその行為をやめさせる。
- ②いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- ③発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に報告し、情報の共有化とその対策を講じる。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

◆児童に対して

- ・事実確認を行うとともに、まずつらい気持ちを受け入れて、共感から該当児童の心の安定を図る。
- ・「秘密は守ること」「最後まで必ず守り抜くこと」を伝える。
- ・必ず解決できるという希望を持たせ、自尊感情を高めるように配慮する。

◆保護者に対して

- ・早急に保護者と連絡を取り、家庭訪問等で事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向け取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化について注意してもらい、些細なことでも学校に相談してくれるように伝える。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

◆児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況について十分に話を聞き、いじめをおこなった背景にも目を向けた指導を行う。
- ・孤立感、疎外感などを与えないよう教育的な配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として許されない行為であることや、いじめられた側の児童の気持ちを考えさせる。

◆保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは、決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学年・学校全体に示す。
- ・当事者だけの問題にとどめず、学年、学校全体の問題として考えさせ、いじめを見て見ぬふりをすることも、いじめを肯定することであることを理解させる。
- ・いじめに関する報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合わせ、自分たちの問題として認識させる。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、継続した指導を行う。

(6) インターネット上のいじめへの対応

近年、パソコン、携帯電話、スマートフォンを利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等を Web サイトや LINE に書き込む、メールを送るなどのいじめ行為が行われることが出てきました。これについては、学校での対応には限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導することが重要だと考えます。

- ・インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して対策を検討する。
- ・児童生徒に対してインターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となるなど、重要な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図るなど必要な教育活動を行う。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、実態把握を行い、直ちに削除するなど措置を取る。状況に応じて関係機関との連携を図る。
- ・家庭では、メールなどを見たときの子どもの表情などから、トラブルに巻き込まれたことが感じられたら、躊躇なく子どもに問いかけ、即座に学校に相談することを周知する。

6. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

「いじめにより当該学校在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校座席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」(いじめ防止対策推進法第28条)である。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば
 - ・児童生徒が自殺を企画した場合
 - ・心身に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を迫った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間」については
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席している場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき
 - ・学校が把握していないきわめて重要な情報の可能性がある。

(2) 重大事態の調査・報告

- ・いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月)文部科学省」により適切に対応する。
- ・いじめが「重大な事態」と判断された場合は、笛吹市教育委員会からの指示に従って必要な対応を行う。

7. その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力態勢を確立することが重要であり、一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「御坂東小学校いじめ対策委員会」を中心に情報を共有し、組織的に対応することが必要です。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、すべての教職員で共通理解を図っていきます。

(2) 校内研修の充実

児童の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取り、児童と同じ目線で物事を考え、児童とともに学校生活を送り指導するための研修を充実させます。

(3) 校務の効率化

校務を効率化し、教職員が児童と向き合う時間を確保するための体制整備に努めます。

(4) 学校評価・人事評価

学校評価の観点として、学級にいじめがあったかどうかではなく、いじめを発見し適切に対処できたか、という観点から学校評価を行います。目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、その改善に取り組みます。人事評価においても、いじめ問題に関する目標設定や対応状況を評価していきます。

(5) 地域や家庭との連携について

日常的な保護者との連携を大切にしながら、家庭訪問、学年・学級懇談会等により児童のよりよ

い成長を図ります。

- ・PTAの各種会議や学年懇談、家庭訪問、個別懇談等の機会を利用していじめの実態や指導方針等の情報提供をおこなったり、各種通信を通して協力を呼びかけたりして保護者との連携を推進していく。
- ・日頃から保護者との連携を密にして、保護者からの相談や情報提供をしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導についての理解・協力を図っていく。
- ・御坂東小いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、地域ぐるみでいじめ防止対策を推進する。

7. いじめ防止指導計画の作成

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議		学年総会等で啓発	いじめ対策委員会		職員研修	
	← 事案発生時に対応会議の開催					
防止対	学級づくり、人間関係づくり					
発見期	家庭訪問		いじめアンケート			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	いじめ対策委員会					いじめ対策委員会
	← 事案発生時に対応会議の開催					
対防止	学級づくり、人間関係づくり					
	福祉講話				児童総会	
発見	いじめアンケート			学校評価	いじめアンケート	

策定年月日：平成26年3月28日

改定年月日：平成31年4月18日